

建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に、必要な程度のを併せ行う事業

必要書類（各2部）

一部はコピーでよい（松山市で保管用）

• **登録申請書**〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。

登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。

代表者の住所も記入

• **設備・機器名簿**〔様式第2号〕（例あり）（別紙の精度基準を有する測定器であること）

真空掃除機、床みがき機、浮遊粉じん測定器、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、  
温度計、乾湿球湿度計、風速計、残留塩素測定器、空気環境の測定に必要な器具※1

※1：測定器固定用のスタンドなど

一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入

機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

• **監督者等名簿**〔様式第3号〕（例あり）

- 統括管理者
- 空調給排水管理監督者
- 清掃作業監督者
- 空気環境測定実施者

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

• **研修実施状況**〔様式第4号〕（例あり）

＜清掃作業従事者研修＞

1. 「清掃用機械器具の種類と使用方法」
2. 「清掃用資材の種類と使用方法」
3. 「清掃作業の安全と衛生」

様式第5-1号の清掃作業班全員が研修を受けること。

対象者と参加者数は同じにすること。

パートやアルバイトの職員は（）内に区別して記入

＜空調給排水管理従事者研修＞

1. 「空調給排水設備の運転方法」
2. 「空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法」
3. 「水の異常の判断方法」
4. 「残留塩素の測定方法」

様式第5-1号の空調給排水管理作業班全員が研修を受けること。

対象者と参加者数は同じにすること。

パートやアルバイトの職員は（）内に区別して記入

上記の「研修項目」と実施時間を記入。研修は数日に分けて実施してもよい。

新規登録は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

再登録は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

• **作業実施方法**〔様式第5-1, 5-2号〕

1. <建築物清掃>

1. 「作業工程」 (日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
2. 「機械器具等の点検の方法」
3. 「清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法」
4. 「作業報告作成の手順」

2. <建築物空気環境測定>

1. 「空気環境の測定方法」
2. 「測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法」
3. 「測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名」

3. <空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法>

4. 3に関する作業報告作成の手順

上記の「項目名」とその詳細な内容を記入(別紙添付も可) 機械器具は様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号)を遵守します。』の一文を最後に記入すること! (内容は添付資料を参考)

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入。

• **機械器具の写真**

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。

機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

• **粉じん計の較正票の写し**

過去1年以内の記録。購入後1年以内のものには不要。

• **監督者に関する書類**

統括管理者: 統括管理者講習会修了証書の写し

清掃作業監督者: 清掃作業監督者講習会修了証書の写し

空調給排水管理監督者: 空調給排水管理監督者講習会修了証書の写し

空気環境測定実施者: 空気環境測定実施者講習会修了証書の写し、又は  
建築物環境衛生管理技術者免状の写し(※2)

※2: 新規登録時に衛生管理技術者だった者が再登録する際は、免状の写しと修了証書の写しが必要。  
修了証書は講習後6年以内、又は再講習後6年以内のもの  
原本は営業所に保管しておくこと。

• **社名、代表者等が確認できる書類**

現在事項全部証明

## <測定器具の性能>

(1)浮遊粉じんの量	ガラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのスラリー酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器
(2)一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
(3)二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
(4)温度	0.5度目盛の温度計
(5)相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
(6)気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器
(7)ホルムアルデヒドの量	二・四ジニトロフェニルドラゾニウム捕集—高速液体クロマトグラフィー法により測定する機器、四-アミノ-三-ヒドロキシノ-五-メチルピロ-・二・四-トリアザ-ル法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器。

※ (2)～(6)はこれと同等以上の精度を有する測定器を含む。

※ ホルムアルデヒド測定器の配置は、今のところ登録要件にはなっていません。

## <研修の基準>

### 清掃作業従事者研修

- ①清掃作業従事者のすべてが受講できるもの。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるもの。
- ③その内容が業務の安全及び衛生に関するもの。
- ④その指導に当たるものが、③の指導するのに適当と認められる者。

指導者：清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻度：作業に従事する者全員が原則年1回以上受けられること。

（一斉に実施するものでなくてもよい。）

### 空調給排水従事者研修

- ①空気環境の調整、給水及び排水の管理、飲料水の水質検査の従事者すべてが受講できるもの。
- ②その運営が適切で、かつ、定期的に行われるもの。

指導者：空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻度：作業に従事する者全員が原則年1回以上受けられること。

（一斉に実施するものでなくてもよい。）

## <清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法に係る基準>

- 一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、次の1から6までに掲げる要件を満たしていること。
  - 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
  - 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
  - 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
  - 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
  - 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
  - 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
  - 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
  - 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
  - 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
  - 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を、点検すること。
  - 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
  - 7 自動制御装置について、隔側温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。
- 三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次の1から3までに掲げる要件を満たしていること。
  - 1 空気環境の測定は、下記に定める方法（規則第3条第1項第1号）に準じて行うこと。

当該建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床土 75 cm以上 150 cm以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の(1)から(6)までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

(1)浮遊粉じんの量	グラスファイバー紙（0.3マイクロメートルのシリカ酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
(2)一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
(3)二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
(4)温度	0.5 度目盛の温度計
(5)相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計
(6)気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器
(7)ホルムアルデヒドの量	二・四ジニトロフェニルドラゾニル捕集—高速液体クロマトグラフィー法により測定する機器、四-アミノ-三-ヒドロキシ-ノ-五-メチル-ト-一・二・四-トリアザ-ル法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器。

- 2 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- 3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被膜その他の補修等を行うこと。
- 2 塗料又は充てん剤により被膜等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、次の措置を講ずること。

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。  
基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- 8 給水系統の配管の破損、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

- 六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被膜その他の補修等を行うこと。
  - 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
  - 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
  - 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- 九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から七までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- 十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。